

Catalogue No.

20686-142

フ
ァ
イ
ン
ス
タ
ル

H
S
シ
リ
ー
ズ

タ
ン
プ
ラ
ー

ス
テ
ィ
ン
レ
ッ
ス
マ
グ
ネ
ー
ツ

お
茶
ビ
ー
ル
焼
酎

酒

和
の
器
ビ
ン
フ
エ
フ
レ
ィ
ト
ボ
ー
ル

氷
入
れ
フ
エ

灰
皿

保
調
味
料
存
容
器

ギ
フ
ト

生
活
雑
貨

イ
ン
テ
リ
ア

グ
ラ
ス
コ
ル
ム

商
標
I
N
D
E
X

GLASS
COLUMN

伝統的工芸品・江戸硝子

◆江戸硝子とは

江戸硝子は、江戸地域（現在の東京地方）で江戸時代から続く手づくりの伝統的工芸品です。埴埴の中で溶けた高温のガラスを吹き竿で巻き取り、息を吹き込むなどの熟練の職人技によって自在に形を作り出す技法で、その技術は絶えることなくこの地域で引き継がれてきました。江戸時代後半、江戸ではすでにさまざまな国産ガラス製品が作られていましたが、明治初年に品川の官営工場（品川硝子製造所）へ外国人技師を招き、西洋式ガラス製造技術が本格的に導入されます。その技術をもとに、東京はいち早く日本の近代的ガラス産業の中心地となりました。江戸硝子は、2002年1月に東京都の伝統工芸品として東京都知事の指定を受け、2014年11月に「宙吹き」「型吹き」「押し型」の三つの製法について、経済産業大臣指定伝統的工芸品に認定されました。

◆国の伝統的工芸品（経済産業大臣指定）

国の伝統的工芸品は、100年以上の技術や技法の継承など、一定の指定条件を備え、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）に基づき経済産業大臣が指定したものです。



この伝統マークを使った伝統証紙が貼られている江戸硝子は、産地組合等が実施する検査に合格した経済産業大臣指定伝統的工芸品です。

伝統マーク
27-249

◆東京都の伝統工芸品（東京都知事指定）

東京都の伝統工芸品は、一定の要件を備える工芸品について、東京都知事が指定したものです。



このマークを使った証紙は、東京都指定伝統工芸品に貼られています。

GLASS
COLUMN

伝統工芸士

高度な技術・技法を持つ技能者に対して、国や地方自治体による伝統工芸士の認定制度があります。当社で製造されるハンドメイド製品は、伝統工芸士の資格を持つ技能者の卓越した技術が活かされています。

◆伝統工芸士（経済産業大臣認定）

経済産業大臣指定伝統的工芸品の製造に従事し一定の条件を満たす技能者で、「伝統工芸士認定試験」に合格した者に対して（財）伝統的工芸品産業振興協会より伝統工芸士の資格が認定されます。

◆東京都伝統工芸士（東京都知事認定）

東京都知事が指定した伝統工芸品の製造に従事する技能士のうち、一定の認定要件を持つ者に対して、東京都知事より「東京都伝統工芸士」の資格が認定されます。